

令和 7 年度
千葉地方最低賃金審議会
第 5 回専門部会
議事録

令和 7 年 8 月 7 日
13 : 15 ~ 15 : 20
千葉労働局 1 階会議室

令和 7 年度
千葉地方最低賃金審議会 第 5 回専門部会 議事録

1 日時 令和 7 年 8 月 7 日（木） 13：15～15：20

2 場所 千葉労働局 1 階会議室

3 出席者（委員）

公益委員

大竹委員、小野委員、村上委員

労働者委員

岡田委員、田中委員、中島委員

使用者委員

坂元委員、高橋委員、古山委員

4 議題

（1） 千葉県最低賃金の金額について

（2） その他

5 議事内容

（部会長）

ただ今から、第 5 回千葉県最低賃金専門部会を開催いたします。

本専門部会は、運営規程第 6 条ただし書の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等に該当することから、非公開といたします。

なお、本日の議事につきましては、公労使の三者が揃い審議する部分は議事録を作成し公開することとなりますので、ご承知おきください。

それでは、始めに事務局から本日の専門部会の成立について報告をお願いします。

（賃金室長補佐）

本日は、公労使すべての委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、本日の専門部会は有効に成立しております。

以上です。

(部会長)

ありがとうございました。

では、議題に入ります。

午前中に第4回の専門部会が行われましたが、申し訳ありませんが、私の方が欠席させていただきましたので、部会長代理より伝達をお願いいたします。

(部会長代理)

午前中の第4回専門部会では、労働者側からは基本的には前回の提示額と同額ということで、目安63円プラス格差是正の3円プラスで、66円ということで提示がありました。

生計費に着目すると、物価高が進む状況で、この程度は上げなくてははいけないし、賃金の引上げによる倒産というのはあまり見られない。

また、総合指数に連動するような水準が好ましいと考えるので、改善をはかりたい。

目安を超えて金額が上がれば支援策があることも勘案して検討されるというコメントをいただきました。

ただし、このプラス3円に関しては検討する余地があるということでした。

使用者側からは、前回51円で提示がありまして、基本的にこれは同額ということでありました。

そもそも、目安の6%、63円の根拠と言いますか、どのような所からきた数字なのかがよくわからない。

確かに物価だけ見れば6%という数字はあるのだけれども、支払能力も含めて総合的に判断すべきであり、前回から説明されているように足元の経済状況が良くない中で、なかなかの上げ幅というのは理解ができない。

最低賃金を上げることによって、いわゆる年収の壁によって年末に向けて働き控え、人手不足に拍車をかけるのではないか。

また、最低賃金の上昇によって、さらに企業コストが高まり、価格転嫁してさらに物価が高まるという悪い循環が起きてしまい、これは誰にメリットがあるか分からず、中小企業の財力を弱らせるだけではないか、というコメントをいただきました。

その中で、データに基づいて検討したいということだったのですが、そもそも、根拠のあるデータがなく、企業なり関係団体などに対して説明することができない状態にあるということで、現状ではプラス51円のままということでありました。

なお、発効日に関しては、労使からご要望はありませんでしたので、従来どおりという状況でした。

(部会長)

ありがとうございました。

ただいま、第4回専門部会について、真摯にご議論いただいたということですが、まだ乖離があるというご報告を受けました。

このあと、審議に入るのですが事務局から何かございますか。

(賃金室長)

このあと、中央最低賃金審議会の会長メッセージのビデオ上映をいたします。

なお、第4回専門部会で会長メッセージのメモを配付しておりますので、必要に応じてご参照ください。

《中央最低賃金審議会 会長ビデオメッセージの上映》

中央最低賃金審議会の藤村です。

今年度も、目安の位置付けの趣旨や、中央最低賃金審議会がとりまとめた令和7年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長である私から直接お伝えする場を設けさせていただいております。

地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年度の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的としております。

通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討に当たりまして考慮する要素としては、様々なものがあるのですが、基本的な考え方をここでお伝えをしておきたいと思います。

まずは、最低賃金は法定の3要素というのを求めています。

労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。

また、生活保護に係る施策との整合性に配慮する、ということも法定されています。

その際、地域間のバランスを図るという観点から、中央最低賃金審議会が目

安を示すことになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際に求められていることから、それも無視できない項目になっています。

具体的には中長期の金額の目標、それと、地域間格差の是正になります。

次に目安について、ご説明をしたいと思います。

令和5年全員協議会報告や、令和7年度目安小委員会報告に記載されておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。」ことを改めて認識いただきたいと思っております。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもあり得る、と私どもは考えております。

地方最低賃金審議会におかれては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌されまして、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を意識していただきたいと思いますと思っております。

今年度の目安のポイントをご説明したいとおもいます。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づきまして、納得感のあるものとなるよう、公労使で7回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。

3要素のうち何を重視するかは、年によって異なるわけですが、昨年度に引き続きまして、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えまして、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目いたしました。

3要素のそれぞれの評価ポイントについてご説明いたします。

まず「労働者の生計費」についてです。

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきた。

これは昔からそういうふうにしております。

それと共に、今年度の物価について丁寧に議論をしました。

足下の物価上昇の要因として、生活必需品である食料やエネルギーの寄与が全体の7割を占めて、いわゆるエンゲル係数を勤労者世帯についてみると近年上昇傾向にあること。

令和6年においては勤労者世帯で26.5%となっており、さらに、勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では

27.5%と、更に高い水準になっていること。こういった点を公労使で確認をいたしました。

しかしながら、食料やエネルギーは、昨年、指標としてみた消費者物価指数の「頻繁購入」にだけに含まれるものではなく、また、様々な生活必需品の価格が急激に上昇していることに鑑みれば、電気代や携帯電話代を含む「1か月に1回程度購入」や、そのどちらにも含まれない穀物を含む「食料」、生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」等の生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を広く確認し、最低賃金近傍の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断をいたしました。

そういった中で、今年度の議論では、消費者物価指数のどれか1つの指標に着目するのではなく、複数の指標を総合的にみようという議論になりまして、今年度は、「持家の帰属家賃を除く総合」に加えまして、4つの指標を追加的に見ることにしました。

具体的には、「頻繁購入」「1か月に1回程度購入」「基礎的支出項目」「食料」の4つでございます。

こういった指標をみながら、「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準、今年度は10月以降の平均が3.9%でありましたが、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む先ほどの4つの項目の消費者物価の上昇も勘案いたしました。

なお、4つの項目の平均の上昇率を順に申し上げますと、4.2%、6.7%、5.0%、6.4%という高い水準になっております。

3要素の2番目の「賃金」については、連合、経団連、日商、厚生労働省の30人未満企業を対象とした賃金改定状況調査といった様々な調査で、賃上げのベクトルが上向きであることが今年も確認されております。

賃金が上昇しているという流れにも着目する必要性について、公労使の考えが一致したところでございます。

最後に3つ目、「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解されており、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行いました。

支払能力については、決め手となる指標がなかなかないわけです。

そこで、例年どおり、賃金改定状況調査の第4表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、そのほか売上高経常利益率等も確認をしております。

その際、資本金規模が 1000 万円未満の企業が厳しい等のデータや、価格転嫁にはまだまだ改善の余地があることは意識したところですが、全体として支払能力は改善傾向であるというふうに考えました。

さて、今年度示した目安についてですが、これまでのご説明した点と重複をいたしますが、ここで強調しておきたいので、申し上げておきたいと思います。

3 要素のデータを総合的に勘案して目安を示すにあたっては、昨年度に引き続きまして、消費者物価の上昇が続いていることが、労働者の生計費を重視する。

それに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目いたしました。

また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意したところであります。

具体的には、全国加重平均としては、今年度は 6.0%、63 円を基準としてランク別の目安額を検討することとしました。

次に、ランクごとの目安額についてですが、近年、配意を求められている政府の閣議決定では、「地域間格差の是正」が盛り込まれております。

中央最低賃金審議会としても、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要だということで意識してまいりました。

そういった中で、消費者物価指数、具体的には「持家の帰属家賃を除く総合」。この上昇率が、Aランクで 3.8%、Bランクで 3.9%、Cランクで 4.1%となっており、Cランクの上昇率が最も高くなっていることや、賃金改定状況調査結果第 4 表①②③における賃金上昇率がCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっていること、などの指標を考慮すると、今年度は、下位ランクの目安額が、上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当と考え、具体的には、Aランク 63 円・5.6%、Bランク 63 円・6.3%、Cランク 64 円・6.7%といたしました。

Cランクの引上げ額、引上げ率が最も高くなっているということは、中央最低賃金審議会として、地域間格差是正への配意、物価や賃金等の指標をみて、示したものであります。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。

また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも

含まれているので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考としていただきたいと思います。

なお、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくために、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータ有無を明らかにするなどの要請も小委員会の議論の中でありました。

これについては、早速労働局には伝達されていると承知しておりますので、適宜参考にされたいと思います。

次に、発効日についてです。

発効日については、10月1日などの早い段階で発効させるべきという意見もあれば、近年の最低賃金の大幅な引上げが続く中、必要となる賃金原資が増大していることへの対応が必要などの声も上がっております。

こうした状況に留意するとともに、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえて、引上げ額とともに、発効日についても十分に議論を行っていただくよう、中央最低賃金審議会の公益委員として要望をしたいと思います。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき、公労使で真摯な議論を重ねてきてまいりました。

中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考にさせていただいて、地方最低賃金審議会においても、地域のデータなどの実情に基づき公労使による、建設的で真摯な議論が行われることを私どもは期待しております。

中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果について注目していきたいと思います。

以上、私からのメッセージでした。

(部会長)

それでは、続いて審議に入りたいと思います。

午前中もかなり真摯にご審議をいただきたいと思いますと思いますが、別室で再度ご協議いただきたいと思います。その前にこの場でご発言がありましたら伺います。

《ありません。旨の声》

(部会長)

それでは、それぞれ別室にて協議をよろしくお願いいたします。

《労使それぞれ別室にて協議》

《再開》

(部会長)

それでは、再開いたします。

第5回目の専門部会ということで、労働者側におかれましては第4回専門部会のプラス66円から、消費者物価指数の上昇や地域間格差是正、政府の支援策などを含めて目安額プラス2円の65円という提示がなされました。

また、使用者側におかれましては、第4回専門部会の51円から、3要素の賃金を最大限考慮して、連合の賃上げの率、本来であれば中小企業ということで300人未満の数字で考えるべきであるけど、300人以上も含めた全体の率5.25を用いて端数を切り上げ57円という提示がされました。

これまで、5回にわたりご議論いただいたのですけれども、なかなか差が縮まらず、もともとの目安が63円と大きかったこともありまして、労使双方には相当の努力をいただき、公益委員としても微力ながら調整させていただいたところですが、意見の一致というのは、なかなか難しいということになりました。

このため、ここで公益見解案を出しまして賛否を問いたいと存じます。

それでは、公益見解案を申し上げます。

中賃のビデオメッセージでもありましてとおり、やはり生活を保障する。

最低賃金近傍で働いている方々の生活を保障する、という最低賃金制度の趣旨に基づきまして、公益委員の中でも意見はかなり分かれたところでございまして、使用者側のご事情も十分考えているところでございますが、本専門部会におきましては、Aランクにおける目安額63円を参考としつつ、各種データを含めて昨今の急激な物価上昇等も含めた上で目安プラス1円の64円引き上げることが適当であると公益委員としては考えるところでございます。

また、発効日もこれまでと同様とするところが適当であると考えております。

まとめますと、現行にプラス64円、時間額1,140円、算入しない賃金は現行どおり、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当でございます。

以上のとおり、ご提案申し上げます。

この公益見解案は、これまでの審議を踏まえて判断させていただいたものと

ご理解ください。

この公益見解につきまして、ご賛同いただきますようお願いいたします。

それでは、採決に移させていただきます。

公益委員案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

賛成5名です。

反対の方は、挙手をお願いいたします。

反対3名。

ありがとうございました。

公益委員案に賛成5名、反対3名でありますので、過半数の委員のご賛同をいただきました。

よって、当専門部会の結論本案のとおりとし、本日この後開催されます第445回本審議会にご報告させていただくことになります。

なお、事務局で取りまとめいただいた付帯事項についてはいかがでしょうか。

《意見ありません。結構です。旨の声》

(部会長)

それでは、事務局は報告書案を作成して配付をお願いします。

報告書案ができるまで、しばらくお待ちいただきます。

《報告書案の配付》

(部会長)

それでは、再開します。

確認のため、事務局は報告書案の朗読をお願いいたします。

(賃金指導官)

《報告書案の朗読》

(部会長)

ありがとうございました。

ただいま、報告書案を朗読していただきましたが、いかがでしょうか

《意見ありません。結構です。旨の声》

(部会長)

ご意見などないようですので、この後開催されます第 445 回本審議会に報告させていただきます。

なお、本審議会でも採決が行われることになりますので、皆様ご承知願います。

それでは、専門部会の皆様には精力的にご審議いただき、また、円滑な議事運営にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして閉会といたします。

ありがとうございました。